

午後 1 時 3 0 分開会

【事務局（宮本都市計画課長）】 では、定刻となりましたので、ただいまから第 2 0 0 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、26名の委員にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日は近藤会長よりご都合により欠席のため、当審議会条例第4条第3項の規定に基づき、本日の議長を只腰委員にお願いしたいとのご連絡がございました。つきましては、恐れ入りますが、只腰委員に本日の議長をお願いしたいと思います。

それでは、只腰委員、議長席へお移り願います。

また、今回の審議会は第200回という節目に当たりますことから、前回に続き、記録用に会議風景を写真撮影させていただきますことをご了承いただきますようお願いいたします。

なお、これまでの審議会の記録を簡単にまとめましたものを、後日各委員の皆様へ送付させていただきます。

では、お手元に第200回東京都都市計画審議会資料一覧をお配りしておりますので、配付資料のご確認をお願いいたします。

初めに、「議案一覧表」。

次に、薄茶色の表紙で「議案・資料」。

次に、桃色の表紙の「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

次に、クリーム色の表紙の「議案・資料 別冊 意見書の要旨」。

最後に、若草色の表紙の「都市計画（素案）の提案 浜松町二丁目4地区」。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、只腰議長、よろしくをお願いいたします。

【只腰議長】 ただいま事務局から紹介のありました只腰でございます。近藤会長からの指名ということでございますので、まことに僭越ではございますが、皆様方のご協力を賜りながら、本日の議事進行役を努めさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

まず初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第11条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。ご了承をお願いします。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は、お手元に配付しております「傍聴にあたっての注意事項」を遵守されるようお願いいたします。

次に、委員の異動について、ご報告いたします。お手元に桃色の表紙の「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」の1ページをお開き願います。そこに委員の異動報告を記載してございます。

今回、新しく委員になられました1名の方をご紹介します。

議席番号24番、警視総監、西村泰彦委員でございます。本日は、ご都合によりまして、代理の方にご出席をいただいております。

なお、議席につきましては、当審議会運営規則第4条の規定に基づきまして、2ページに記載しております委員名簿のとおりといたしますので、ご了承をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。本審議会におきましては、限られた時間の中で十分にご審議をいただきたいと存じますので、議事の進行等につきましては皆様方のご協力をお願いいたします。

説明幹事等に申し上げます。各案件の説明及び答弁に当たりましては簡潔に、かつ要領よく行うようお願いいたします。

なお、委員の皆様方におかれましては、ご発言の際は議席番号をお示しくくださるようお願いいたします。

【只腰議長】 それでは、日程第1といたしまして、議第7108号及び議第7109号を一括して議題に供します。

永島景観・プロジェクト担当部長の説明を求めます。

【永島景観・プロジェクト担当部長】 初めに、日程第1、議第7108号及び議第7109号を一括してご説明します。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」7ページから29ページまでです。あわせて、若草色表紙「都市計画（素案）の提案 浜松町二丁目4地区」もご参照ください。

初めに、議第7108号、都市再生特別地区浜松町二丁目4地区の変更についてご説明いたします。本件は、株式会社世界貿易センタービルディング他3者から、昨年10月に提出された都市再生特別措置法に基づく都市計画の提案を踏まえ、都市計画変更を行うものです。

モニター画面をご覧ください。都における特定都市再生緊急整備地域の指定状況です。

本地区は特定都市再生緊急整備地域である東京都心・臨海地域内に位置しています。地域整備方針では、国際競争力の向上に資する先進的なビジネス支援機能の導入促進や国際化に対応した浜松町駅周辺の交通結節機能の強化などが掲げられています。

「議案・資料」 9 ページとあわせてモニター画面をご覧ください。

計画地は、面積約 3.2 ヘクタールであり、東側は J R 浜松町駅に隣接し、北側は大門通りと地下鉄大江戸線と浅草線の大門駅に隣接しています。

モニター画面の航空写真をご覧ください。

本計画地の東側の地区は昭和 42 年に特定街区の都市計画が決定され、世界貿易センタービルが建設されました。ビル内にはバスターミナルと都市計画駐車場が整備され、隣接して東京モノレール浜松町駅があるなど、高い交通利便性を有しております。

一方で、現在は国際化した羽田空港の玄関口であるにもかかわらず、J R、モノレール、地下鉄等の交通機関の乗りかえ経路が複雑でわかりにくいこと、バリアフリー施設が未整備であること、歩行者広場の不足やタクシープールがないこと、路上荷さばきなどによる周辺道路での歩行者と自動車の錯綜など、多くの課題を抱えています。

本件は、提案者の開発の動きを受け、早急に羽田空港の国際化を踏まえた地区の課題解決を図るため、都は、港区と検討の場を設け、交通基盤整備や開発について検討を行いつつ、提案者と協議を進めてまいりました。こうした検討も踏まえ、今回の都市計画提案に至っております。

「議案・資料」の 13 ページとあわせてモニター画面をご覧ください。

事業者からの提案については、計画地全体の再整備を図ることで J R 及びモノレール浜松町駅の改良とあわせた歩行者ネットワークの形成、乗りかえ動線の整備など、交通結節点機能を強化するとともに、国際交流拠点の整備、都市防災機能の強化など当地域の整備方針に沿うものであり、かつ都市再生効果が高いと判断しております。

具体的な都市再生の貢献ですが、J R とモノレール駅の改良とあわせて歩行者広場や東西自由通路、J R モノレール及び地下鉄をつなぐ縦動線であるステーションコアを整備することにより、乗りかえ動線の強化を図ります。

さらに、バスターミナルの再整備や新規にタクシープールを整備するなど、浜松町駅周辺の交通結節機能の強化を図ります。

また、世界貿易センターのネットワークを生かした交流・連携の場である、国際会議に対応したコンベンションホールや各種規模のカンファレンス等を整備するとともに、多言

語対応の医療施設や子育て支援施設など、外国人滞在者支援機能等を導入します。

さらに、コジェネレーションシステムや非常用発電機の整備により、電力の自立化を図るとともに、帰宅困難者対策として一時待機施設や備蓄倉庫を整備します。

このほか、地域冷暖房施設の導入や設備の高効率化、大規模な屋上庭園を整備するなど、環境負荷低減に取り組みます。

コンベンションホールやカンファレンス、外国人滞在者支援機能については、将来においてもその機能が適切に確保されるよう十分調整し、実現を図ってまいります。

引き続き、議第7109号、浜松町二丁目特定街区の変更について説明いたします。

「議案・資料」の29ページとあわせてモニター画面をご覧ください。

都市再生特別地区の決定に伴い、新たな土地利用を定めることから、世界貿易センタービルの区域に指定している特定街区を廃止いたします。

次に、参考として港区決定の都市計画についてご説明します。

初めに、地区計画の決定についてです。「議案・資料」の15ページから21ページとあわせてモニター画面をご覧ください。

地区計画の区域面積は約3.9ヘクタールであり、交通機関の乗りかえ機能や交通拠点機能の充実、拠点にふさわしい多様な機能の導入などを目標に定めています。区域のうち都市再生特別地区と重なる約3.2ヘクタールについて、地区整備計画を定め、地区施設として広場や歩行者専用通路などを定めております。

次に、バスターミナルの変更について説明いたします。「議案・資料」の22ページから23ページとあわせてモニター画面をご覧ください。

バスターミナルの機能強化と利便性の向上を図るため、区域面積を変更します。

続いて、駐車場の変更について説明いたします。「議案・資料」の24ページから25ページとあわせてモニター画面をご覧ください。

土地の適正かつ合理的な利用を促進し、利便性の向上を図るため、区域面積等を変更します。

以上の都市計画の決定とあわせて約3.2ヘクタールの区域で都市再生特別地区を変更します。都市計画の主な内容を説明いたします。

恐れ入りますが、「議案・資料」の7ページにお戻りください。あわせてモニター画面をご覧ください。

容積率の最高限度を1,120%とし、うち180%以上を国際交流拠点の形成に寄与す

る交流施設、生活支援施設及び観光情報発信施設などいたします。高さの最高限度はA街区において高層部Aを200メートル、低層部Aを55メートル、低層部Bを35メートル、低層部Cを20メートルとします。また、B街区において高層部Bを160メートル、低層部Cを20メートルといたします。

議案・資料の14ページとあわせてモニター画面をご覧ください。

完成予想図です。

本件につきまして、平成24年11月30日から2週間公衆の縦覧に供したところ、1団体から、その他の意見1通の意見書が提出されました。

クリーム色表紙の「議案・資料 別冊 意見書の要旨」、1ページをご覧ください。その他の意見のうち主なものをご説明します。

1. 事業施行に関する意見です。

まず（1）でございます。A-3棟の外壁面が道路境界から6メートルと建物規模と比較して狭く、圧迫感を始め周辺環境からも問題であるので、道路境界から15メートルを確保した歩道状空を整備すべき。あわせて、開発事業者に対し、歩道状空地の緑化等により、圧迫感を軽減し、地上部分の建物計画はにぎわいの保てる空間とするよう指導願いたい。なお、B棟も緑化等により圧迫感を軽減し、にぎわいの保てる空間となるよう指導願いたい。

次に（2）でございます。広場3号及び4号は、防災上良好な都市空間の整備という観点から、北側広場2号と同程度の規模、面積約800平方メートルとしてほしい。

さらに（3）でございます。区道817号は今回の開発や区道の廃止に伴い、交通量の増加が見込まれる。将来のC街区の開発も勘案し、区道の幅員を広げてほしいというもので、（1）から（3）に対する都の見解は、計画地では、歩行者広場の不足、周辺道路での歩行者とタクシー、荷さばき車両等との錯綜、各交通機関への乗りかえ経路が複雑でわかりにくいことや、バリアフリー施設が未整備であるなど多くの課題を抱えている。

本計画では、JRや東京モノレール浜松町駅の改良にあわせて歩行者広場や歩行者デッキ、歩道状空地、タクシープール、荷さばき駐車場等を整備するとともに、自動車交通については大門通りや地区内通路を中心に出入りすることで歩車分離を図り、外周区道への交通負荷を低減するなど、地区の環境を改善し、交通結節機能の強化を図る計画となっている。

また、計画建物は、ガラスを主体とした透明感のある外装とするとともに、歩道状空地

とあわせて壁面後退した空間に十分な緑化を行うなど圧迫感の軽減を図る計画になっている。さらに事業者は、今後計画の具体化にあわせて、圧迫感の軽減とともに、にぎわいの創出に努めることとしている。

区道や歩道状空地の幅員、広場の面積については、開発に伴う将来の自動車及び歩行者交通量を踏まえ、道路管理者や交通管理者と協議の上、安全で円滑な交通処理が可能な計画となっている。C街区が開発された場合においても現計画における交通量の予測結果を踏まえると、周辺区道への影響は少ないと考える。

防災対策については、最大で6,250平方メートルの帰宅困難者受け入れスペースを確保するとともに、防災備蓄倉庫を整備するなど、防災機能の強化を図ることとしている、というものです。

説明は以上です。

【只腰議長】 説明は終わりました。それでは、日程第1につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。よろしゅうございますか。

ご質問、ご意見がございませんようですので、日程第1、議第7108号及び議第7109号、東京都市計画都市再生特別地区及び特定街区の案件につきまして、一括して採決いたします。

本案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【只腰議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【只腰議長】 次に、日程第2、議第7110号を議題に供します。

町田幹事の説明を求めます。

【町田幹事】 日程第2、議第7110号は、品川区小山三丁目における地区計画の変更の案件でございます。

薄茶色表紙の「議案・資料」は31ページからでございます。48ページの位置図とあわせましてモニターの航空写真をご覧いただきたいと存じます。

本地区は、品川区の北西部に位置する東急目黒線武蔵小山駅を含む区域で、今回の駅南側のパルム商店街に面する面積約0.9ヘクタールを追加いたしました上での面積は約4.0ヘクタールの区域でございます。平成16年に当地区を東京のしゃれた街並みづくり推

進条例に基づき街並み再生地区に指定し、街並み再生方針を定めました。この方針を踏まえ、平成17年にD地区、平成21年に鉄道上部地区につきまして地区整備計画を定め、これに基づき、開発が進められてまいりました。

パルム駅前地区の再開発の機運が高まったことなどから、品川区の西の玄関口、荏原地区の中心核としてふさわしい魅力ある複合市街地を形成するため、昨年9月に街並み再生地区の拡大と街並み再生方針の変更を行いました。

今回、この方針に基づき、I-3地区及び新たに区域に編入するB地区について地区整備計画を定めます。

続きまして、地区計画の内容について説明を申し上げます。

「議案・資料」の31ページから39ページ及びモニターの計画図2をご覧くださいと存じます。

地区計画の目標では、にぎわいと活気のある商業空間を生かしつつ、都市型住宅、生活支援や文化・コミュニティに関する施設などの都市機能を集積させるとともに、木造密集地域の解消・再生を図り、機能性とゆとりを兼ね備えた魅力的で暮らしやすいまちを目指すこととしております。

特に駅前におきましては、B地区の再開発事業の具体化にあわせまして、地区整備計画を策定し、パルム商店街との連携のもと、敷地統合の促進や安全で円滑な歩行者ネットワークの形成など、魅力ある複合市街地の実現を目指すとしております。

これらの目標や方針に基づき、主要な公共施設として、安全で円滑な交通処理と生活動線の形成を図る区画道路5号や駅前広場と連続して一体的に利用可能な約500平方メートルの広場を新たに定めます。

また、地区施設として区画道路5号や広場に沿って歩道状空地9号及び10号を定め、快適な歩行者空間の創出を図ってまいります。

このほか建築物等の用途の制限や容積率の最高限度及び最低限度、敷地面積の最低限度や高さの最高限度などを定めます。

参考として、品川区決定の第一種市街地再開発事業について、説明を申し上げます。

「議案・資料」の53ページから56ページ、モニターの計画図をあわせてご覧くださいと存じます。

再開発事業の区域面積は、B地区の約0.9ヘクタールでございます。議案資料の57ページ及びモニターのイメージパースをご覧ください。

図の右側の低層棟はパルム商店街に面した商業施設や住宅などを計画しております。

図の左側の高層棟につきましては、地階に駐輪場、地上の低層部を商業施設、上部を住宅とし、640戸を計画しております。

また、駅前広場と一体となった緑豊かな広場を整備し、市街地環境及び防災性の向上を図る計画としております。

なお、本計画案は、平成24年11月30日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出は29通、28名及び1団体からございました。その内訳は、賛成意見に関するものが20通、19名、1団体でございます。反対意見に関するものが8通、8名の方から出されております。その他の意見に関するものが1通でございます。

「議案・資料 別冊」クリーム色表紙の「意見書の要旨」3ページをご覧ください。

賛成意見の都市計画に関する意見のうち主な意見の要旨を説明いたします。

(1)でございます。「当地区は戦後からの木造建築密集市街地であり、火災の延焼による危険性や地震による建物倒壊の可能性も高いと思われる。また、緊急車両の通行も困難な状況にあり、多くの人たちに危険を及ぼすため、早急に市街地更新が必要と思われる。災害に強いまちづくりになることを期待する。」というものでございます。

これに対する都の見解は、「本地区計画では、防災性の向上、にぎわいの創出を図るため、建物の共同立替などによる街区再編を推進するとともに、土地の有効利用などによる調和した生活空間の創出などにより持続性のある市街地の形成を図ることを目標として掲げている。こうした複合市街地の形成を実現するため適切に手続を進めていく。」というものでございます。

続きまして、反対意見の都市計画に関する意見のうち、主な意見の要旨を説明いたします。「意見書の要旨」5ページをご覧ください。

(3)でございます。「街並み再生地区、街並み再生方針、街並み再生を誘導するための緩和措置について、地域住民に説明を行っていない。最終決定の説明ではなく、計画形成過程からの住民参加の仕組みに改めるべき。行政はまちづくり全体に住民参加を認め、意見を取り入れ、修正を加え、責任を持つべき。」というものでございます。

これに対する都の見解は、「街並み再生方針の策定に先立ち、区は武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョンを平成23年に策定している。その際に住民アンケートや町会、商店街を通じて説明を行い、当地区を含む56ヘクタールの範囲の住民に対し、意見を聞き、その声を計画に反映させている。さらに、このビジョンに基づき、区と協議会が当該地区の

まちづくりの考え方を取りまとめ、4回にわたる説明会を通じて、区域内の事業者、居住者、土地・建物の所有者等に対して案を説明・周知し、意見を反映させてきた。」というものでございます。

次に、「意見書の要旨」6ページをご覧ください。(8)でございます。高層化は武蔵小山住民の総意ではなく、高層ビルが林立するようなまちづくりを多くの住民は望んではいない。超高層ビル群が建設されれば、近隣住民は日照が奪われ、ビル風による日常生活の被害を受けるなど、住環境に悪影響をもたらす。高層住宅よりも、子供の安全を高め、高齢者が安心して住める道路環境や緑化の推進を強く望む。」というものでございます。

これに対する都の見解は、「武蔵小山駅前土地の高度利用により、居住機能や生活支援施設等の導入を促進し、品川区の西の玄関口・荏原地区の中心核としてふさわしい複合市街地の形成を目指すこととしている。周辺市街地への影響については市街地再開発事業の実施段階で検証されるものである。また、風環境については、再開発準備組合が自主的に予測を行っており、その結果、低中層市街地における風環境評価指標に定める風速相当に収まることが確認されている。」というものでございます。

日程第2については以上でございます。

【只腰議長】 幹事の説明は終わりました。それでは、日程第2につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、ご質問、ご意見がございませんようですので、日程第2、議第7110号、東京都市計画、地区計画の案件につきまして採決いたします。

本案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【只腰議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【只腰議長】 次に、日程第3、議第7111号を議題に供します。

町田幹事の説明を求めます。

【町田幹事】 日程第3、議第7111号について説明を申し上げます。本案件は武蔵野都市計画公園第5・5・3号武蔵野中央公園の計画変更でございます。

お手元の薄茶色表紙の「議案・資料」の59ページから62ページ、これとあわせまして、モニターをご覧ください。

武蔵野中央公園は、武蔵野市の北部、J R 中央線三鷹駅の北約 1.5 キロメートルに位置をし、市役所や大規模団地の建ち並ぶ市街地にある総合公園で、その面積は約 10.1 ヘクタールでございます。現在都立公園として整備され、原っぱの広場を中心とした公園として開園しております。

武蔵野市都市計画マスタープランでは、自然に触れ、快適に憩える環境を整えるために、市内に点在する多様な自然を活用し、緑と水のネットワークの形成を図ることや、公園緑地が持つ多様な憩いの場としての機能を充実させるため、公園の整備を進めるとしております。

また、モニターに表示しておりますように、「2020年の東京」計画では、水と緑のネットワーク化を推進するために、荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径約 30 キロメートルの緑のリングを形成するとしております。

武蔵野中央公園は、この直径約 30 キロメートルの緑のリングの一部を構成する重要な公園でございます。また、武蔵野市においては、千川上水やグリーンパーク緑地の整備を行っており、調布保谷線の街路樹とともに、良好な環境をつくり出しております。

武蔵野中央公園はこれらの緑と連続したものであり、水と緑のネットワークの形成に大きく貢献するものでございます。

さらに、武蔵野市地域防災計画では、武蔵野中央公園及びその周辺地域が広域避難場所に指定されており、防災上も重要な役割を担うものでございます。

以上のことから、今回、既に決定されている区域に隣接する約 1.1 ヘクタールを都市計画公園として追加する変更を行うものでございます。

本計画案を平成 24 年 1 月 30 日から 2 週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第 3 については以上でございます。

【只腰議長】 幹事の説明が終了いたしました。それでは、日程第 3 につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。17 番、堀江委員。

【堀江委員】 ありがとうございます。17 番、堀江です。ただいまの件につきまして意見と質問をさせていただきます。

都営住宅の一部を都立公園区域に組み込む今回の変更は、面積規模としては非常にささやかな拡張ではありますが、このようにあらゆる機会をとらえて緑地としての持続性を高めていく、確かなものにしていくような取り組みをつなげていくということが緑の

ネットワーク形成には不可欠と考えております。これを呼び水として、今後もさらに一層東京の緑の拡充を進めていってくださるようお願いいたします。

この武蔵野中央公園といいますのは、戦前には中島飛行機の工場があり、戦後、米軍に接収されていたものを、長い間の地元住民の要望が実って原っぱを中心とした公園となった経緯があると理解しております。このような歴史を大切にしつつ、地域の理解と協力を得ながら公園の質を高め、充実させていくことが求められると思うわけですが、今回の拡張によって地域の方々にとってはどのような質的な向上、機能の向上が期待できるようになるのか、そこら辺をもう少し教えていただきたいと思います。よろしくようお願いいたします。

【町田幹事】 武蔵野中央公園は、現在原っぱの広場を中心とした公園となっておりますけれども、今回拡張する区域につきましては、これまでとは異なりまして、樹林地として整備する予定でございます。これによりまして、「2020年の東京」計画に位置づけられております水と緑のネットワークとしての緑のリングを充実させるとともに、周辺の千川上水の水辺やグリーンパークの緑地、こういった豊かな緑や都営住宅の緑と一体となってさまざまな生物の生育環境の向上などに寄与するものでございます。また、公園の利用者にとりましても、樹林地における身近な自然との触れ合いの場所が新たに生み出されるということから、原っぱでのレクリエーション的利用とあわせて、多様な利用者ニーズにこたえることができることとなると考えております。

以上でございます。

【只腰議長】 よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。それでは、日程第3、議第7111号、武蔵野都市計画公園の案件につきまして採決いたします。

本案につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【只腰議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【只腰議長】 続きまして、日程第4、議第7112号を議題に供します。

石川幹事の説明を求めます。

【石川幹事】 日程第4、議第7112号、町田都市計画道路3・3・36号相原鶴間

線の変更について、ご説明いたします。

資料は、薄茶色表紙の「議案・資料」の63ページから70ページをご参照ください。

初めに、「議案・資料」64ページの位置図をご覧ください。また、モニター画面に地区の航空写真を示しておりますので、あわせてご覧ください。

今回都市計画変更を予定している箇所は、町田都市計画道路3・3・36号相原鶴間線のうちJR横浜線相原駅の南側約200メートルに位置し、JR横浜線大戸踏切を含む約360メートルの区間でございます。

本路線は、平成21年8月策定の「多摩の拠点整備基本計画」において核都市間の連携・交流を強化し、多摩地域の骨格を形成する主要な幹線道路に位置づけられており、平成23年6月改定の町田市都市計画マスタープランでは、市内の重要な公共交通の軸とされております。

これまでの経緯ですが、相原駅周辺地区におきましては、踏切による慢性的な交通渋滞が生じていることから、面整備等の手法により、周辺地盤との高低差を調整し、JR横浜線との立体交差化を図る計画でございました。その後、社会経済情勢の変化により、事業化へ向けた調整が進められてきた土地区画整理事業が町田市により断念された経緯がございます。しかし、本路線は多摩地域の骨格となる主要な幹線道路であり、鉄道との立体交差化は相原駅周辺地区のまちづくりを推進していく上でも欠かせない事業であることから、道路整備による立体交差化により、渋滞の解消を図ることとしたものでございます。

本路線の変更の概要についてご説明いたします。

「議案・資料」65ページの計画図とあわせてモニター画面をご覧ください。

今回の都市計画変更は、本路線の起点部付近である相原駅西側からJR横浜線を横断し、東側に至る約360メートルの区間について、道路整備による鉄道との立体交差化を図ることに伴い、側道設置の必要性が生じることから、計画幅員18メートルを、18メートルから32.5メートルに変更するものでございます。

続きまして、「議案・資料」70ページの計画図とあわせてモニター画面をご覧ください。参考といたしまして、町田市決定案件の町田都市計画道路3・4・48号相原駅南線についてご説明いたします。

本路線は、町田都市計画道路3・3・36号相原鶴間線を起点とし、相原駅西口駅前広場に至る延長約170メートル、幅員16メートルの路線でございます。本路線につきましては、町田市による相原駅周辺地区の土地区画整理事業が断念されたことにより、想定

していた土地利用が見込めなくなったこととあわせ、町田3・4・49及び町田3・4・47により、相原駅へのアクセス機能が確保されることから、都市計画道路としての必要性がなくなるため、町田都市計画道路3・3・36号相原鶴間線の変更に合わせ、都市計画を廃止するものでございます。

最後に意見書についてご説明いたします。

本計画案を平成24年11月30日から2週間縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

【只腰議長】 幹事の説明が終了いたしました。それでは、日程第4につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、ご質問、ご意見がございませんようですので、日程第4、議第7112号、町田都市計画道路の案件につきまして採決いたします。

本案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

【只腰議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【只腰議長】 以上をもちまして、本日の議事を全て終了いたしました。

委員の皆様には円滑な審議にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、議事録には、私のほか波多野委員にもご署名をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時07分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。